

<h1>静岡市報</h1>	No. 190
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

○静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

教育委員会規則

○静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

消防本部訓令

○静岡市消防署の組織等に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

告 示

○化製場等に関する法律第9条第1項の規定による区域の指定の一部改正・・・・・・・・ 13

選挙管理委員会告示

○静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例施行規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

○静岡市公職選挙法による選挙運動に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

駿河区選挙管理委員会告示

○公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律による駿河区の投票区を設置する告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第1号）

住居表示の実施により、向手越一丁目及び向手越二丁目の新設されたため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年2月5日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第1号

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市区の設置等に関する条例(平成16年静岡市条例第85号)の一部を次のように改正する。

別表第1 駿河区の項及び別表第2 駿河区役所長田支所の項中「向敷地」の次に「、向手越一丁目、向手越二丁目」を加える。

附 則

この条例は、平成31年2月9日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第1号

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年1月25日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡市立高等学校学則（平成19年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は定時制の課程」を削る。

第4条中「全日制の課程にあつては3年とし、定時制の課程にあつては3年以上」を「3年」に改める。

第20条の見出し中「転籍又は」を削り、同条第1項中「異なる課程への転籍又は」を削り、「転籍又は転科」を「転科」に改め、同条第2項中「転籍又は」を削り、「転籍（転科）願出書」を「転科願出書」に改める。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第31条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第33条中「（定時制の課程において通信制の課程の科目の併修により修得した単位数を除く。）」を削る。

第37条を次のように改める。

第37条 削除

第41条中「、聴講料」を削る。

別表中

「

		科学探究科	120人	
	定時制	普通科	160人	

を

」

「

	科学探究科	120人	
--	-------	------	--

」に

改める。

様式第1号中

「

受付番号	※	志望課程		選抜の種類		※1

」を

「

受付番号	※			選抜の種類		※1

」に

改め、同様式備考2を削り、同備考3を同備考2とし、同備考4から9までを同備考3から8までとする。

様式第2号中

「

受付番号	※	課程		学科	
------	---	----	--	----	--

」を

「

受付番号	※			学科	
------	---	--	--	----	--

」に

改める。

様式第3号中「制課程 科」を「 科」に改める。

様式第4号中

「

受付番号	※	課程		学科	
------	---	----	--	----	--

」を

「

受付番号	※	学科	
------	---	----	--

に
」

改める。

様式第5号中「転籍（転科）願出書」を「転科願出書」に、「制課程 科」を

「転籍

「 科」に、 したい を「転科したい」に、
転科 」

「

希望課程		希望学科	
------	--	------	--

を
」

「

希望学科	
------	--

に
」

改める。

様式第6号から様式第9号までの規定中「制課程 科」を「 科」に改める。

様式第14号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の静岡市立高等学校学則第2条及び別表の規定は、平成31年度以後に入学する生徒について適用し、平成30年度以前に入学した生徒については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる生徒が在籍する間における定時制の課程の定員は、次の表の左欄に掲げる年度ごとに、同表の右欄に定めるとおりとする。

年度	定員
平成31年度	120人
平成32年度	80人

平成33年度	40人
--------	-----

- 4 第2項の規定によりなお従前の例によることとされる生徒が在籍する間における定時制の課程に係る修業年限、聴講、転籍、単位の加算、履修証明書、聴講料その他の取扱いについては、なお従前の例による。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第1号

各消防署

静岡市消防署の組織等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月8日

静岡市消防長 村 田 吉 伸

別表3 静岡市駿河消防署の表鎌田出張所の項受持区域の欄中「手越、」の次に「向手越一丁目、向手越二丁目、」を加える。

附 則

この訓令は、平成31年2月9日から施行する。

告 示

静岡市告示第52号

化製場等に関する法律第9条第1項の規定による区域の指定（平成15年静岡市告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月6日

静岡市長 田 辺 信 宏

指定区域の表駿河区の項中「宮本町」の次に「、向手越一丁目、向手越二丁目」を加える。

附 則

この告示は、平成31年2月9日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第1号

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例施行規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月8日

静岡市選挙管理委員会委員長 岡部正志

題名を次のように改める。

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程

第1条中「静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」を「静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に改める。

第2条中「又は第7条」を「、第7条又は第11条」に、「又は第8条」を「、第8条又は第12条」に改める。

第3条の見出し中「公営」を「公費負担」に改め、同条第1項中「又は第9条」を「、第9条又は第13条」に改める。

第4条中「選挙運動用自動車」を「自動車」に、「又は条例第8条」を「、条例第8条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は条例第12条」に改める。

第5条第1項中「又は選挙運動用ポスター作成証明書（様式第5号）」を「、選挙運動用ビラ作成証明書（様式第5号）又は選挙運動用ポスター作成証明書（様式第6号）」に改め、「その他の者」の次に「、ビラ作成業者」を、「以下」の次に「これらを」を加える。

第6条中「又は第9条」を「、第9条又は第13条」に、「様式第6号」を「様式第7号」に改め、「選挙運動用自動車使用証明書」の次に「、選挙運動用ビラ作成証明書」を、「写しを、」の次に「ビラ作成業者及び」を加える。

様式第1号（その1）中「届け出ます」を「、届け出ます」に改める。

様式第1号（その2）中「届け出ます」を「、届け出ます」に改め、同様式を様式第1号（その3）とし、様式第1号（その1）の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第2号（その1）中「静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」を「静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に改める。

様式第2号（その2）中「静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第9条」を「静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第13条」に改め、同様式を様式第2号（その3）とし、様式第2号（その1）の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第3号（その1）中「静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」を「静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に改める。

様式第3号（その2）中「静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第9条」を「静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第13条」に改め、同様式を様式第3号（その3）とし、様式第3号（その1）の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第6号（その2）中「静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第9条」を「静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第13条」に改め、同様式を様式第7号（その3）とし、同様式の前に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第6号（その1）中「静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」を「静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に改め、同様式を様式第7号（その1）とし、様式第5号を様式第6号とし、様式第4号（その3）の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年3月1日から施行する。
(静岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例施行規程の廃止)
- 2 静岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例施行規程（平成19年静岡市選挙管理委員会告示第20号）は、廃止する。

静岡市選挙管理委員会告示第2号

静岡市公職選挙法による選挙運動に関する規程(平成18年静岡市選挙管理委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

平成31年2月8日

静岡市選挙管理委員会委員長 岡部正志

第8条の3の見出し中「様式及び」を削り、同条第1項中「の様式」を削る。

様式第4号の2中「静岡市長選挙」を「選挙」に改める。

様式第4号の3中「市長選挙」を「選挙」に改め、同様式備考2中「市選挙管理委員会」を「静岡市選挙管理委員会」に改める。

様式第4号の4中「静岡市長選挙」を「選挙」に改める。

様式第27号備考3中「市選挙管理委員会」を「静岡市選挙管理委員会」に改める。

附 則

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

駿河区選挙管理委員会告示

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律による駿河区の投票区を設置する告示（平成22年静岡市駿河区選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月12日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 辻 和 夫

本則の表第37投票区の項中「及び手越原」を「、向手越一丁目、向手越二丁目及び手越原」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。